

総務地域連携交通常任委員会 所管事項説明資料

令和6年5月24日

総 務 部

目 次

1	組織の概要	1
2	令和6年度当初予算の概要	5
3	事務事業の概要	10
4	所管事項	22
	(1) 行財政改革の推進について	23
	(2) コンプライアンスの推進について	25
	(3) 職員の人材育成について	27
	(4) 職員の健康管理について	29
	(5) 広聴広報について	32
	(6) 情報公開・個人情報保護について	33
	(7) 三重県財政の現状について	(別冊1)
	(8) 県民提案の募集について	35
	(9) 県税収入について	39
	(10) 県税未収金対策について	40
	(11) 県有財産の利活用・保全について	44
	(12) DXの推進について	46

【別冊資料】

(別冊1) 三重県財政の現状

1 組 織 の 概 要

総務部の組織概要

※()内は職員数

本庁	255人
地域機関	180人
計	435人

総務部長 (1)
副部長(行政運営担当)兼コンプライアンス総括監 (1)
次長兼秘書課長 (1)
次長兼法務・文書課長 (1)
参事 (1)
コンプライアンス・労使協働推進監 (1)
企画調整監 (1)
県民の声相談監 (1)

総務課	(15)	企画調整班 総務班 組織運営班	○議会との調整、部内の企画調整、広聴広報、庁内会議 ○部内の予算・決算・経理、栄典・表彰、包括外部監査 ○行政組織、職員定数、民間活力(指定管理者制度、PFI等)
秘書課	(10)	秘書班	○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室に関する事務、儀式及び典礼に関する事務
行財政改革推進課	(5)	行財政改革班	○行財政改革取組、みえ成果向上サイクル、外郭団体等、公益認定等審議会
広聴広報課	(16)	企画・広報班 報道班 県民の声相談班	○広聴広報の企画調整、県ウェブサイト、新聞・テレビ・ラジオ等による広報、広報紙発行 ○報道機関との連絡調整 ○県民の声相談、e-モニター、みえ出前トーク
法務・文書課	(11)	法令・文書班 (文書担当) (高速コピー担当) 訟務班	○法令審査、県公報、公文書管理 ○文書収発 ○高速コピー ○訴訟、収用委員会、行政不服審査会
情報公開課	(6)	情報公開班	○情報公開、個人情報保護
人事課	(20) ※派遣1人含む	育成・研修センター班 人事・コンプライアンス推進班 給与制度班	○人材活用、職員研修の企画・実施、部内の人権施策、部内の危機管理、労使協働の調整 ○任免、分限、懲戒、服務、コンプライアンスの推進、内部統制 ○給与・旅費制度の企画・管理
福利厚生課	(17)	福利公災班 健康支援班 共済班 互助会担当	○福利厚生、恩給の支給、公務災害 ○健康管理、職場安全衛生 ○共済組合事務 ○互助会事業
総務事務課	(23)	総務班 給与1班 給与2班 給与3班 旅費班	○総務事務システムの管理、給与管理 ○知事部局等の職員手当認定、年末調整 ○教育委員会の職員手当認定、年末調整 ○非常勤職員の報酬等の支給 ○旅費の審査・支給

副部長（財政運営担当） (1)
参事兼税務企画課長 (1)

財 政 課

(23)

予算班

○県歳入歳出予算の編成

企画・債権管理班

○財政運営、財務事務、税外収入対策

税 務 企 画 課

(20)

※派遣8人含む

企画班

○県税の予算、税制、調査統計

電算班

○税務電算の運用・収納管理

税 収 確 保 課

(27)

納税支援班

○県税徴収業務支援

課税支援班

○県税賦課業務支援

軽油調査班

○軽油引取税の調査

家屋評価班

○家屋評価

管 財 課

(19)

管財班

○県庁舎及び県公舎管理

（車両担当）

○集中管理公用車の運行管理

（リサイクル担当）

○ペーパーリサイクル

資産活用班

○県有財産の管理・利活用

施設保全班

○県庁舎の維持修繕工事等

デ ジ タ ル 推 進 局

デジタル推進局長 (1)
次長兼デジタル戦略企画課長 (1)

デ ジ タ ル 戦 略 企 画 課

(10)

※派遣1人含む

戦略企画班

○デジタル戦略計画の推進、情報セキュリティ対策、デジタル投資の最適化、マイナンバー制度、みえDXセンター

デ ジ タ ル 改 革 推 進 課

(21)

デジタル県庁推進班

○庁内のデジタル改革推進、行政手続のデジタル化DX人材の育成

市町連携班

○市町のデジタル化支援

情報基盤班

○庁内コミュニケーションツール（チャット、メール、グループウェア等）、データ活用基盤、三重県情報ネットワーク、総合文書管理システム

県 税 事 務 所**桑 名 県 税 事 務 所**

税務室

(18)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付
- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

課税課

四 日 市 県 税 事 務 所

総務室

(35)

税務調整課

- 県税納付、収納管理、納税証明書の交付

納税課

- 県税徴収、納税相談、自動車税の減免受付

課税室

課税一課

- 各税目（不動産取得税・法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

課税二課

- 不動産取得税の賦課及び減免受付

法人課税課

- 法人二税の賦課及び減免受付

鈴 鹿 県 税 事 務 所

税務室

(19)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付

課税課

- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

津 総 合 県 税 事 務 所

総務室

(29)

税務調整課

- 県税納付、収納管理、納税証明書の交付

納税課

- 県税徴収、納税相談、自動車税の減免受付

課税室

課税一課

- 各税目（不動産取得税・法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

課税二課

- 不動産取得税の賦課及び減免受付

法人課税課

- 法人二税の賦課及び減免受付

松 阪 県 税 事 務 所

税務室

(19)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付

課税課

- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

伊 勢 県 税 事 務 所

税務室

(19)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付

課税課

- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

伊 賀 県 税 事 務 所

税務室

(18)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付

課税課

- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

紀 州 県 税 事 務 所

税務室

(13)

納税課

- 県税徴収・納付、収納管理、納税相談、納税証明書の交付、自動車税の減免受付

課税課

- 各税目（法人二税・自動車税を除く）の賦課及び減免受付

自 動 車 税 事 務 所

(10)

業務課

- 自動車税の納付、収納管理、納税証明書の交付、自動車税の還付、自動車税の口座振替

課税課

- 自動車税の賦課及び減免受付

2 令和6年度当初予算の概要

総 務 部 関 係 予 算

予算総括表

(単位：千円、%)

	令和5年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	増 減 額 (B - A)	(B) の 対前年度伸率
一般会計	265,486,460	269,771,712	4,285,252	1.6
県債管理特別会計	(118,843,019)	(117,931,878)	(△911,141)	(△0.8)
	161,743,019	158,831,878	△ 2,911,141	△1.8
合 計	(384,329,479)	(387,703,590)	(3,374,111)	(0.9)
	427,229,479	428,603,590	1,374,111	0.3

注：() 内は、借換債を除くベース

予算主要項目

(単位：千円)

施 策 名	事 項	予 算 額
(行政運営2) 県民の皆さんから信頼される県行政の推進	1 行政改革推進事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 4 行政改革推進費) 仕事の進め方改革の推進など、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、庁内におけるライフ・ワーク・マネジメントの推進に取り組みます。	2,147
	2 人事管理事務費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費) 柔軟で積極的な人材確保や、意欲及び能力を最大限に引き出す人材育成、仕事に対するやりがいやモチベーションを高める人事配置など、一体的に人事施策に取り組みます。また、コンプライアンスの推進に継続的に取り組むことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。	100,919
	3 文書管理事務費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 3 文書費) 三重県公文書等管理条例に基づき、文書の引継ぎ、保存及び廃棄等、文書の適正管理の徹底に取り組みます。また、公印の適正な管理、文書収発の円滑な処理並びに保存文書の整理及び適正管理についての周知や研修を実施します。	27,908

施 策 名	事 項	予 算 額
(行政運営3) 持続可能な財政 運営の推進	4 職員健康管理運営費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費) 健康診断等の健康管理事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。	105,873
	5 予算調整事務費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 5 予算調整費) 予算編成等を行うとともに、財務会計・予算編成システムの運用及び再構築を行います。	458,876
	6 電算管理費 (第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費) 県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行うとともに、税制改正に対応するための必要な改修を行います。	490,846
	7 滞納整理事務費 (第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費) 滞納件数の大部分を占める自動車税や高額滞納事案等について、機動的に滞納整理を行うとともにインターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。	45,007
(行政運営5) 広聴広報の充実	8 県庁舎等維持修繕費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 6 財産管理費) 庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。	990,767
	9 広聴体制充実事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 13 広聴広報費) 県民の皆さんの声を県政運営に生かしていけるよう、「県民の声相談」を実施するとともに、「みえ出前トーク」を活用した広聴活動を行います。また、県庁を訪れる方への庁舎案内や県庁代表電話の案内業務を適切に行います。	16,968
	10 県政情報発信事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 13 広聴広報費) より多くの県民の皆さんに対して県政情報を届けられるよう、県広報紙やフリーペーパー、電子媒体等のさまざまなツールを使って発信します。	111,943
	11 電波広報事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 13 広聴広報費) 県政情報や県の魅力等を県民の皆さん等に届けるため、テレビ・ラジオ番組で発信します。	60,877

施 策 名	事 項	予 算 額
(行政運営6) 県庁DXの推進	12 インターネット情報提供推進事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 13 広聴広報費) 県民の皆さんが県政情報を常時円滑に入手できるよう、ウェブシステムの安定した運用を行います。	32,927
	13 情報公開・個人情報保護制度運営費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 12 情報公開費) 職員研修や相談対応を通じて情報公開・個人情報保護制度に対する理解と意識向上を図るとともに、情報公開・個人情報保護審査会や総合窓口を適切に運用し、制度の適正な運用を支援します。	10,858
	14 (一部新) 県庁DX推進事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) DX推進スペシャリストの養成やさらなる活躍に向け、より実践的なグループワークを取り入れるなど、研修内容の充実を図るとともに、eラーニング等を効果的に活用し、階層別研修、職場内DX研修等を実施します。また、デジタル技術を活用した業務改善支援に取り組むとともに、生成AIを安全に利用できる環境を整備します。さらに、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、引き続き、在宅勤務システムやWeb会議システムの運用を行います。	113,942
	15 情報システム運用事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) 職員が円滑にパソコンやシステムを利用できるよう、一人一台パソコンの整備を進めるとともに、総合ヘルプデスクの運用などを行います。また、総合文書管理システムや職員向けの情報提供システム等の運用を行います。	869,900
	16 情報ネットワーク基盤管理費 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) 県庁DXにおける業務効率化と住民目線の行政サービス創出に向けた基盤となる「三重県DX推進基盤」の安定運用に取り組みます。また、三重県情報ネットワーク等の主要なネットワークシステムの的確な運用に努めるとともに、次期三重県情報ネットワークの基本計画を策定します。さらに、情報システムの最適化に向けて、共通機能基盤(統合サーバ・リモート保守環境)の再構築を実施します。	949,691
	17 セキュリティ対策推進事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) ウイルス対策ソフトの適切な更新、セキュリティ外部監査等による情報セキュリティ対策に取り組みます。また、職場における情報セキュリティポリシーの重要性、巧妙化する標的型攻撃メールへの対応等、職員の情報セキュリティへの意識向上を図ります。	14,501

施 策 名	事 項	予 算 額
(施策10-1) 社会における DXの推進	18 みえDXセンター関連事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) DXをけん引する専門家や企業と連携した「みえDXセンター」等において、DXの推進に向けた機運醸成を図るためのセミナーを開催するとともに、各主体からのDXの取組に関する相談に対し、ワークショップ等を通じて、より具体的な課題解決につながるよう支援を行います。また、高齢者を対象に、市町等と連携しスマートフォンの基本操作等の講座を実施します。	6,855
(施策10-2) 行政サービスの DX推進	19 (一部新) 行政サービス提供事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) 行政手続における県民の皆さんの利便性向上を図るため、法定手続を中心に、電子申請の業務プロセスの見える化や受付後の業務フローの改善を図るとともに、「書かない窓口」の導入促進に向け、市町の課題解決を支援します。また、GIS（地理情報システム）の運用や共有デジタル地図の更新により、事務の効率化や県民の皆さんにわかりやすい情報提供を行います。	74,314
	20 (一部新) 市町DX促進事業 (第2款 総務費 第1項 総務管理費 10 情報対策費) 県内全市町が安全かつ円滑に情報システムの標準化に対応できるよう、各市町の進捗状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、市町と連携して「デジタル人材の育成」、「共同調達・運用」、「データ活用」に取り組みます。また、マイナンバーカードの利活用の促進に向け、市町と連携してカードの活用に係る他団体の先行事例を調査し、情報提供を行います。	8,320

3 事務事業の概要

項 目	概 要
【総務課】 課長 高屋 勝資 TEL 059-224-2190	
1 企画・総務事務	1 総合行政の窓口となっている。 2 部の予算・経理等に関する事務を行っている。
2 県議会事務	1 議決予算の公表等に関する事務を行っている。 2 県議会の定例（臨時）会の招集に関する事務を行っている。 3 提出議案等の取りまとめ、印刷、議会事務局への送付に関する事務を行っている。 4 県議会での質問に対する答弁資料の作成に関する事務を行っている。 5 議案聴取会、委員会等の質疑事項の取りまとめに関する事務を行っている。 6 部の議会に関する事務を行っている。
3 栄典・表彰	春秋叙勲・褒章にかかる関係省庁への候補者の上申など、栄典事務を行っている。また、本県の各界において県民の模範となり、地域社会の発展及び県勢の振興発展に寄与した個人・団体を、県民功労者として表彰している。
4 包括外部監査	監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部の専門的な知識を有する者と契約を締結し、外部監査を実施している。
5 組織・定数	毎年度、組織定数調整方針を策定し、新たな課題等に対応できる効果的・効率的な組織体制の構築や選択と集中をふまえた定数配置などの取組を進めている。
6 民間活力の有効活用	「民間活力の導入に関するガイドライン」を策定し、指定管理者制度の運用や外部委託の推進等、民間活力の有効活用に取り組んでいる。

項 目	概 要
【秘書課】 次長兼課長 和田 吉史 TEL 059-224-2014	
1 知事、副知事秘書事務	知事、副知事の日程調整を行うとともに、各部局との連絡調整を行う。 また、各種式典・行事等への出席に際し随行する。
2 行幸啓等皇室事務	皇室の行幸啓等に際して準備を行うとともに、当日の対応などを行う。
【行財政改革推進課】 課長 藤枝 和佳子 TEL 059-224-2231	
1 行財政改革	行財政改革の取組について、全体的な推進及び進行管理を行っている。
2 業務改善等の推進	より質の高い行政サービスの提供につなげるため、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の運用を通じて、不断の改善活動を推進している。
3 ライフ・ワーク・マネジメントの推進	職員がいきいきと仕事ができる職場環境を整備し、県民サービスの向上につなげていくため、「ライフ」と「ワーク」の高度な両立の実現に向けたライフ・ワーク・マネジメントの推進に取り組んでいる。
4 外郭団体	「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、所管部局を通じて助言・指導を行っている。
5 県出資法人等にかかる団体経営評価等に関すること	「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」等に基づき、団体の経営評価を議会に報告、公表している。
6 公益法人事務	公益社団・財団法人への公益認定等を行うための三重県公益認定等審議会に係る事務を処理するとともに、各部局が適切に法人の監督を実施できるよう支援している。
7 内部統制制度における評価の実施	内部統制制度において、内部統制の整備・運用状況の評価を行っている。

項 目	概 要
【広聴広報課】 課長 岸江 昭憲 TEL 059-224-2788	
1 広報活動について	県広報紙や、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報発信を行っている。
2 広聴活動について	県民の声相談やみえ出前トーク、e-モニターの実施等により、県政に係る広聴活動を行っている。
3 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて	県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行っている。
【法務・文書課】 次長兼課長 服部 睦 TEL 059-224-2163	
1 文書事務	1 公印の管理並びに公印規則に定める公印の新調、改刻、廃止及び公示事務を行うとともに、文書の收受、配付及び発送を行っている。 2 保存文書の引継ぎ、保存及び廃棄を行うとともに、文書の適正な管理に関する事務を行っている。
2 法令事務	1 条例、規則等について審査を行うとともに、関係法令の解釈について助言を行っている。 2 県公報を、週2回定期的に発行し、必要に応じて号外を発行している。
3 争訟事務	1 県行政（知事部局）に係る争訟、調停等の事務を処理している。 2 三重県行政不服審査会に係る事務を処理している。
4 行政書士事務	行政書士法に基づいて、行政書士の指導監督に関する事務等を行っている。
5 収用委員会事務	土地収用法に基づき設置されている収用委員会の事務等を行っている。
6 大型複写機の運用	庁内の文書を大型高速コピー機で複写・製本することにより、両面コピーの推進、資源及び経費の節約並びに事務の効率化を図っている。

項 目	概 要
【情報公開課】 課長 阿部 達也 TEL 059-224-2071	
1 情報公開に関するこ と	情報公開制度について、公文書開示請求や情報提供施策等にかかる研修、相談対応等を行い、制度の適正な運用を図っている。
2 個人情報の保護に関 すること	個人情報保護制度について、保有個人情報の適正管理や開示請求等にかかる研修、相談対応等を行い、制度の適正な運用を図っている。
【人事課】 課長 渡邊 健治 TEL 059-224-2103	
1 人材育成	職員の人材活用を図るために、評価制度、職員研修等の人材育成に係る制度、仕組みの企画、運用を行っている。
2 職員の任用管理	1 職員の採用 組織の活性化を図るため、多様な人材の確保を図っている。 2 職員の人事異動 県行政の円滑な推進の観点から、人材育成及び事務事業推進の重視、意欲と能力のある職員や女性職員の積極的な登用などにより、適材適所の人事配置を行っている。 また、部内の人事に関する業務を行っている。
3 職員の給与	職員の給与について、国や他の地方公共団体及び民間の給与水準との均衡を考慮して定め、適正な給与制度の運用を図っている。
4 職員の旅費	公務のために旅行する職員又は職員以外の者に支給する旅費の基準を定め、県費の適正な支出を行っている。
5 職員研修	職員に必要とされる基本的な能力や資質の向上を図るため、職員研修を企画・実施している。
6 コンプライアンスの 推進	県民から信頼される職員、組織であるために、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るなど、コンプライアンスの推進に取り組んでいる。
7 内部統制	事務の適正執行や不祥事の未然防止のため、地方自治法に基づく内部統制制度の運用を行っている。
8 人権事務	職員への人権研修に関することを企画している。

項 目	概 要
【福利厚生課】 課長 大坪 恵子 TEL 059-224-2115	
1 職員の健康管理	職場における職員の安全と衛生を確保するため、労働安全衛生法、三重県職員安全衛生管理規程に基づき、快適な職場環境の確保と職員の健康保持増進に努めている。
2 職員の福利厚生	1 職員共済組合事業 地方職員共済組合三重県支部は地方公務員等共済組合法に基づき、組合員及びその被扶養者の医療、年金の給付等の事業と併せ、住宅資金貸付等の福利厚生事業を行っている。 2 職員互助会事業 一般財団法人三重県職員互助会は、三重県職員等の共済制度に関する条例に基づき、会員の掛金等で職員の福利厚生に関する事業を実施している。
3 公務災害補償	地方公務員災害補償法に基づく地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害について、迅速かつ公正な補償が行われるよう努めている。
4 恩給事務	恩給法並びに県吏員職員退職諸給与支給条例に基づく恩給及び退隠料の支給事務を行っている。
【総務事務課】 課長 小林 信 TEL 059-224-2050	
1 総務事務の集中処理	知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局（議会事務局含む、警察除く）及び企業庁を対象組織として、職員の給与や旅費等の総務事務について、集中処理するとともに、総務事務システムの運用を行っている。 1 職員の給与等に関する事務 職員の給与計算、支給事務、諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定及び年末調整事務を行っている。また、職員の異動関係書類の管理、履歴事項の変更処理、職員証の発行事務等を行っている。 2 職員の旅費支給に関する事務 職員の旅費の審査、支給事務を行うとともに海外旅費などの請求支援等を行っている。

項 目	概 要
	3 職員の福利厚生に関する事務 職員の児童手当の認定・支給事務、勤労者財産形成促進事務（財形貯蓄）のほか、知事部局職員等に関する地方職員共済組合の給付及び共済組合員証の交付にかかる手続事務を行っている。 4 社会保険等に関する事務 常勤講師等の社会保険・雇用保険等に関する事務を行っている。 5 報酬職員に関する事務 非常勤職員の報酬等の支給、通勤手当の認定、年末調整を含む所得税関係事務、社会保険・雇用保険等に関する事務を行っている。

項 目	概 要
【財政課】 課長 濱野 将司 TEL 059-224-2216	
1 県予算事務	県予算（一般会計、特別会計、企業会計）の調整に関する事務を行っている。
2 県債及び資金借入事務	1 県債の発行、償還、管理に関する事務を行っている。 2 資金の借入に関する事務を行っている。
3 政策評価事務	県政に関する説明責任と情報共有を図る手段としての施策等の評価について取りまとめた県政レポートや事業マネジメントシートに関する事務を行っている。
4 税外未収金対策事務	税外の収入未済対策の調整に関する事務を行っている。
5 財務事務	1 地方交付税（県分）の算定等に関する事務を行っている。 2 財政関係調査及び公表に関する事務を行っている。 3 県の決算統計等の取りまとめに関する事務を行っている。 4 財政企画に関する調査・検討に関する事務を行っている。 5 宝くじ販売限度額の決定、関連助成事務に関する事務を行っている。 6 予算編成支援システムの運用に関する事務を行っている。
【税務企画課】 参事兼課長 石井 紳一郎 TEL 059-224-2132	
1 税務組織の企画・総務事務	税務組織の企画・運営に関する事務及び次の事務を担当している。 1 県税に係る電算事務 全税目の課税から収納、決算にいたるまでのオンラインシステムの運用管理を行っている。 2 三重地方税管理回収機構への支援 市町税の徴収体制の強化等のため、平成16年4月1日に設立された三重地方税管理回収機構に対して、人的支援を行っている。

項 目	概 要
【税収確保課】 課長 羽多野 聡 TEL 059-224-2131 1 県税の賦課徴収事務	県税事務所及び自動車税事務所が行う県税の賦課徴収（調査を含む）業務に係る支援等を行っている。 1 納税事務 (1) 納税義務等について啓発し、自主納税意識を高め、納期内納付を促進している。 (2) 滞納案件については、法令等に基づき、効果的な滞納整理を行っている。 (3) 個人住民税の徴収対策・特別徴収のより一層の推進を図っている。 2 課税事務 (1) 法令の適正な運用に努め、納税者の理解が得られるよう、公平公正な賦課事務に努めている。 (2) 不動産取得税に係る家屋評価を行っている。 (3) 軽油引取税の査察調査を行っている。
【管財課】 課長 中村 誠季 TEL 059-224-2135 1 庁舎等管理事務	1 県庁舎の管理事務 (1) 庁舎等の維持管理 三重県庁舎等管理規則に基づき共有部分の清掃、警備等の日常管理、庁舎内行為等の許可に関する事務を行っている。 また、庁舎から排出される紙類や物品等のリサイクルを行っている。 (2) 庁舎防火対策 三重県庁舎防火等管理規程に基づき防火訓練の計画実施及び庁舎内防火設備の点検確認を行っている。 (3) 庁舎設備の保守管理 庁舎設備（電気、空調、給水、給湯、ガス、汚水処理、昇降機等）の保守管理を行っている。 (4) 庁舎等の維持補修 県民、職員の安全・安心を確保するため庁舎等の維持補修を進めている。 2 本庁舎集中管理車両の運用管理事務 乗用車、ワゴン車、バン等を集中管理し、適正かつ効率的な運用管理を行っている。

項 目	概 要
2 財産管理・利活用事務	公有財産に関する事務の総括及び未利用地の売却、利活用を行っている。
3 公共施設等の総合管理の推進	みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、「長寿命化」「適切な配置と規模」「安全・安心の確保」の視点から公共施設等の適切な質と量の確保を図っている。

項 目	概 要
【デジタル戦略企画課】 次長兼課長 平井 靖士 TEL 059-224-3086	
1 デジタル戦略の立案 及び進捗管理	三重県におけるD Xを推進していくため、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」の進捗管理を行うとともに、関係部局の取組を支援しています。
2 みえD Xセンターの 運営	県内外のD Xをけん引する専門家やD Xに関連するスキル等を有する企業と連携した「みえD Xセンター」を運営し、相談対応やセミナー等により県民の皆さん等がD Xに取り組むための「第一歩」を支援しています。
3 D X関連事業及び情 報システムの全体最適 化	各部局が取り組むD X関連事業の助言・支援を行うとともに、情報システムの適正化を図るため、予算要求前審査、契約前審査、システム評価などの各種支援を行っています。
4 情報セキュリティ対 策	全庁の情報システムや情報ネットワーク等の情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいます。
5 マイナンバー制度の 運用	国・市町・庁内関係部局と連携し、社会保障・税番号制度を的確に運用しています。

項 目	概 要
【デジタル改革推進課】 課長 庄山 徹 TEL 059-224-2796	
1 デジタル改革の推進	業務効率化とさらなる生産性の向上をめざして、D X人材の育成や業務改善、デジタルコミュニケーションの推進等に取り組んでいます。
2 デジタルを活用した行政サービスの提供	県民の皆さんの利便性向上に向け、行政手続のデジタル化を進めるとともに、データ活用を推進しています。
3 情報通信基盤の整備	三重県情報ネットワークやビジネスチャット等の庁内コミュニケーションツールなど、職員が利用する各種システムを適切に運用していきます。
4 市町D Xの促進	市町と連携し、D X人材の育成、共同調達、データ活用の共同化を推進するとともに、情報システムの標準化・共通化など、市町のデジタル改革を支援しています。

4 所 管 事 項

(1) 行財政改革の推進について

1 行財政改革の取組

「強じんな美し国ビジョンみえ」の基本理念である「強じんで多様な魅力あふれる『美し国』」の実現に向けて、新たな行政課題や多様化する行政ニーズ等にも迅速かつ的確に対応し、質の高い県民サービスを提供していくため、「みえ元気プラン」に掲げる3つの柱に基づき、行財政改革の取組をオール県庁で進めていきます。

【みえ元気プランに掲げる3つの柱】

①仕事の進め方改革の推進（新しい働き方の推進）

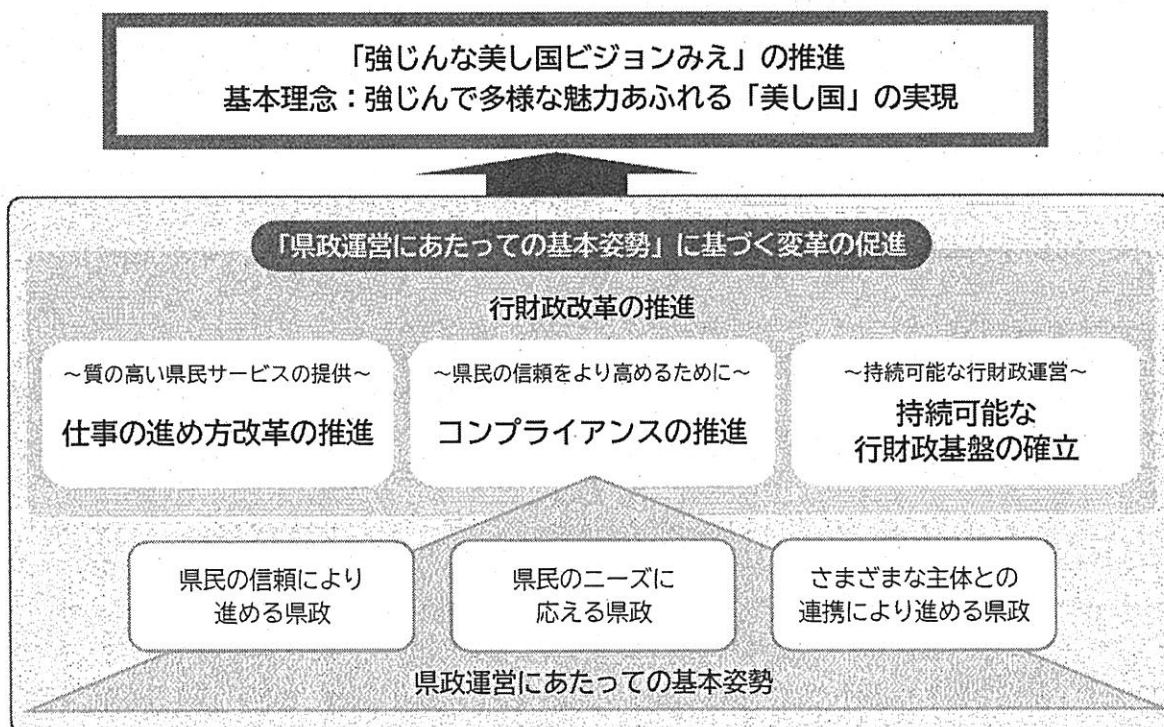
業務の効率化や多様な働き方の実現等により、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう仕事の進め方改革を進め、組織力の向上により質の高い県民サービスを提供していきます。

②コンプライアンスの推進

県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組みます。

③持続可能な行財政基盤の確立

限られた人員や予算等で、喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう、組織体制の整備と、県財政の基盤強化に向けた取組を進めます。



2 ライフ・ワーク・マネジメントの推進

(1) これまでの経緯

平成26年度から導入した「ワーク・ライフ・マネジメント」において、職員一人ひとりが「ワーク」も「ライフ」も充実感をもてるような高度な両立の実現に向けて取り組んだ結果、男性職員の育児参画や超長時間勤務者の削減など一定の成果が現れるとともに、所属長と職員とが定期的に対話を行う仕組みも定着したところです。

令和2年度からは、これまで培ってきた基本的な枠組を継承しつつ、より主体的に取り組むことができるよう、「ワーク」と「ライフ」を自身でコントロールできる状態を「めざす姿」として掲げるとともに、令和4年度からは、取組の名称を「ライフ・ワーク・マネジメント」に改め、職員の健康確保等、より「ライフ」を意識した取組を進めているところです。

(2) 取組方針

今年度は、令和2年度から5か年で取り組んでいる「ライフ・ワーク・マネジメント」の最終年度であり、以下の推進方針により、目標達成に向けて、引き続き取組を進めていきます。

ア 意識・組織風土改革の推進

「ライフ」においても、「ワーク」においても充実感を持って自己実現していくことの重要性を、所属長と職員との対話を通じて共有し、相互支援を促進する職場風土づくりを進めます。

イ ライフ・マネジメント支援の推進

職員の「ライフ」の充実に向けて、所属長と職員の対話を促進し、年次有給休暇をはじめ心身のリフレッシュや勤務意欲向上のための休暇が取得しやすい職場環境づくりを進めます。なお、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」に基づき、次世代育成支援を着実に推進していきます。

ウ ワーク・マネジメントの推進

部局長・所属長のリーダーシップの発揮のもと、労使での議論を通じて効率的・効果的な業務遂行に向けた業務見直しに不断に取り組めます。

【参考：年度実績】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一人あたり年休取得日数	14.8日	14.8日	15.4日	15.8日
男性職員の育児休業取得率(※1)	48.81%	68.24%	45.88%	84.93%
一人あたり時間外勤務時間数(※2)	167時間	169時間	181時間	174時間
超長時間勤務者数	255人	360人	329人	220人

※1：取得期間1日以上

※2：新型コロナウイルス感染症対策などの「特例業務」を除く

(2) コンプライアンスの推進について

コンプライアンス推進体制を確立するとともに、職員一人ひとりのコンプライアンス意識や事務処理能力を高め、的確な業務の進め方を徹底するなど、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

令和5年度は、公文書の誤廃棄や提出議案の誤り等の不適切な事務処理事案や、職員の不祥事案が発生したことから、再発防止をねらいに、事案が発生するたびに全職員への注意喚起を行ったほか、「議会提出資料チェックマニュアル」の作成等を行いました。

また、職員が受託収賄の容疑で起訴されるという不祥事案の発生をふまえ、二度とこのような事態を起こさないよう強い危機感を持ち再発防止に取り組むため、全ての職員を対象に「不祥事防止研修プログラム」を構築し、同プログラムに基づく職員倫理研修の実施や e-ラーニング等に取り組み、公務員倫理の徹底を図りました。また、建設工事等の発注事務に特化した「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程」を制定しました。

令和6年度の主な取組

コンプライアンス推進会議における事例共有や再発防止策の検討、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施のほか、階層別研修を演習中心型へ変更するなど職員研修の見直しを図ることにより、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を向上させるとともに再発防止に向けた取組を、さらに進めていきます。

1 コンプライアンス意識の向上

複雑かつ多様化する業務に対応していくため、組織で業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるとともに、職員一人ひとりがコンプライアンスを「自分事」として捉えられるよう、意識の向上を図ります。

(1) コンプライアンス推進体制の確立

教育委員会や警察本部等の他任命権者も含めた各部局の総務担当課長や地域防災総合事務所長、地域活性化局長等で構成するコンプライアンス推進会議を定期的で開催し、直近事例の共有や取組状況の検証等を行います。(年3回程度)

(2) 「自分事」と捉える仕組みの構築

職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、直近事例の再発防止策やリスク事案発生の未然防止に向けた対応策等をテーマとして、各所属においてコンプライアンス・ミーティングを実施します。(年3回程度)

2 組織としての的確に業務を進める仕組みづくり

組織としての的確に業務を進めるための仕組みを構築するとともに、職員の知識や能力を高めることにより、不適切な事務処理の防止につなげます。

(1) 的確に業務を進めるための仕組みの構築

内部統制制度により、各所属において業務に関するリスクを共有したうえで、リスク事案発生を未然に防止するための対応策を整備し、事務の適正な執行を確保します。

(2) コンプライアンスに関する研修の実施

職員のマネジメント能力やチェック機能を向上させるため、引き続き各階層別にコンプライアンス等の研修を実施するなど、職員研修の充実、強化を図ります。

なお、研修の内容について、受講者が、より自分事として捉えることができるよう、発生した事案等を題材とした演習中心型への変更を行います。

(3) 職員の人材育成について

1 「三重県人財マネジメント戦略」による人材育成

近年、行政に求められる役割や対応は高度化・複雑化・多様化しており、さらに行政運営においても、人材確保や人材育成など様々な課題が生じています。

こうした中で、行政に求められる役割を果たしつつ、効果的かつ効率的な行政運営を実現するため、中長期的な視点で課題を把握し、全体を俯瞰しながら人事施策を一体的に推進することで、職員一人ひとりの意欲や能力の向上をめざす「三重県人財マネジメント戦略」（以下、「戦略」という）を令和6年3月に策定しました。

戦略では、「めざすべき／求める職員像」を、「三重県をより良くするための考えを持ち、地域や県民（主権者）との結びつきを深めながら、何事にもポジティブに取り組む職員」と定めるとともに、目標の達成に向けて「重視する3つの視点」を「積極性」「戦略性」「協調性」と決めました。

これらを踏まえ、「人材確保」「人材育成」「人事配置」「職場環境の整備、人事施策の好循環を生み出す仕組み」の各人事基本施策に基づき、それぞれの実践方策に取り組みます。

2 職員研修

戦略をふまえ策定した「令和6年度三重県職員研修計画」に基づき、職員に必要とされる能力や資質の向上が図れるよう、計画的・効果的な職員研修を実施しています。

(1) 階層別研修（基本研修、管理監督者研修など）

各階層・職責に応じて、県職員としての基本的な知識・能力や資質の向上を図ることを目的として研修を実施します。

(例) 新規採用職員研修、新任係長等研修、新任班長等研修、新任所属長研修などを予定

(2) ブラッシュアップ研修

業務に必要な知識・能力をテーマとした研修を実施します。（希望制）

(例) マネジメントの実践研修、説明力・聞く力向上研修、業務改善研修、キャリアデザイン研修、女性職員のキャリアデザインセミナーなどを予定

3 人事評価

(1) 管理職員の人事評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成12年度から「管理職員勤務評定制度」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めることとしています。

また、評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させています。

(2) 管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かしています。

(3) 一般職員の人事評価制度

一般職員の人事評価制度については、平成 20 年度から試行してきましたが、地方公務員法の改正等をふまえ、「県職員育成支援のための人事評価制度」を平成 27 年度から本格実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(4) 会計年度任用職員等の人事評価制度

地方公務員法の改正等をふまえ、令和 2 年度から「会計年度任用職員等育成支援のための人事評価制度」を実施し、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

(4) 職員の健康管理について

職員の健康管理については、疾病予防と健康の保持増進のために健康診断やメンタルヘルス対策等を実施し、職員がこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援しています。(別紙)

1 健康診断の実施

「三重県職員安全衛生管理規程」に基づき定期健康診断を実施し、健診結果による健康指示区分を決定するとともに、有所見者に対する事後指導を行っています。

また、特殊健康診断、希望者を対象とした各種がん検診等も実施しています。

2 過重労働による健康障害の防止対策

「過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱」に基づき、時間外労働時間が月 80 時間を超える職員又は2か月ないし6か月のいずれの期間においても平均が80時間を超える時間外労働を行った職員の状況を個別に把握し、健康管理医による面接指導へつなげています。

健康管理医は対象者に面接指導を行った後、必要に応じて安全衛生管理責任者(本庁は各部副部長、次長等、地域機関は各地域機関の長)に対し職場における健康管理について助言指導を行っています。

なお、安全衛生管理責任者・所属長等を対象とした研修等において、過重労働がもたらす心身の健康障害に関する情報を提供し、職員が過重労働とならないよう配慮を求めています。

3 メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調は、職員自身がこころの不調を抱えていても気づかない、気づいても周囲の人に打ち明けることができない、また所属長をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らない等が原因で、早期発見・早期対応が困難な場合があります。

また、復職しても再び病気休暇等となる場合があることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

このため、福利厚生課の「ここからルーム(健康開発室)」を拠点に、「一次予防(こころの健康の保持増進)」、「二次予防(早期発見・早期予防)」、「三次予防(職場復帰・再発防止)」の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

(1) 一次予防及び二次予防

職員自らがこころの健康づくりを行うセルフケアにかかる対策を重点的に実施するとともに、メンタルヘルス対策は組織の課題と位置付け、所属長等への研修等もあわせて実施しています。

また、近年全国的に若手職員のメンタルヘルス不調が目立っていることから、若手職員向け研修の機会に、セルフケアの意識向上に重点をおいたメンタルヘルス対策に取り組んでいます。

① ストレスチェックの実施

労働安全衛生法においてストレスチェックの実施が義務付けられたことにより、三重県では、平成 28 年度から職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する一次予防としてストレスチェックを実施しています。

ストレスチェック実施に伴う支援として、職員に対しては、自身のストレス軽減に役立てられるセルフケア研修を、所属長に対しては、職場環境改善の取組に向けた支援を実施しています。

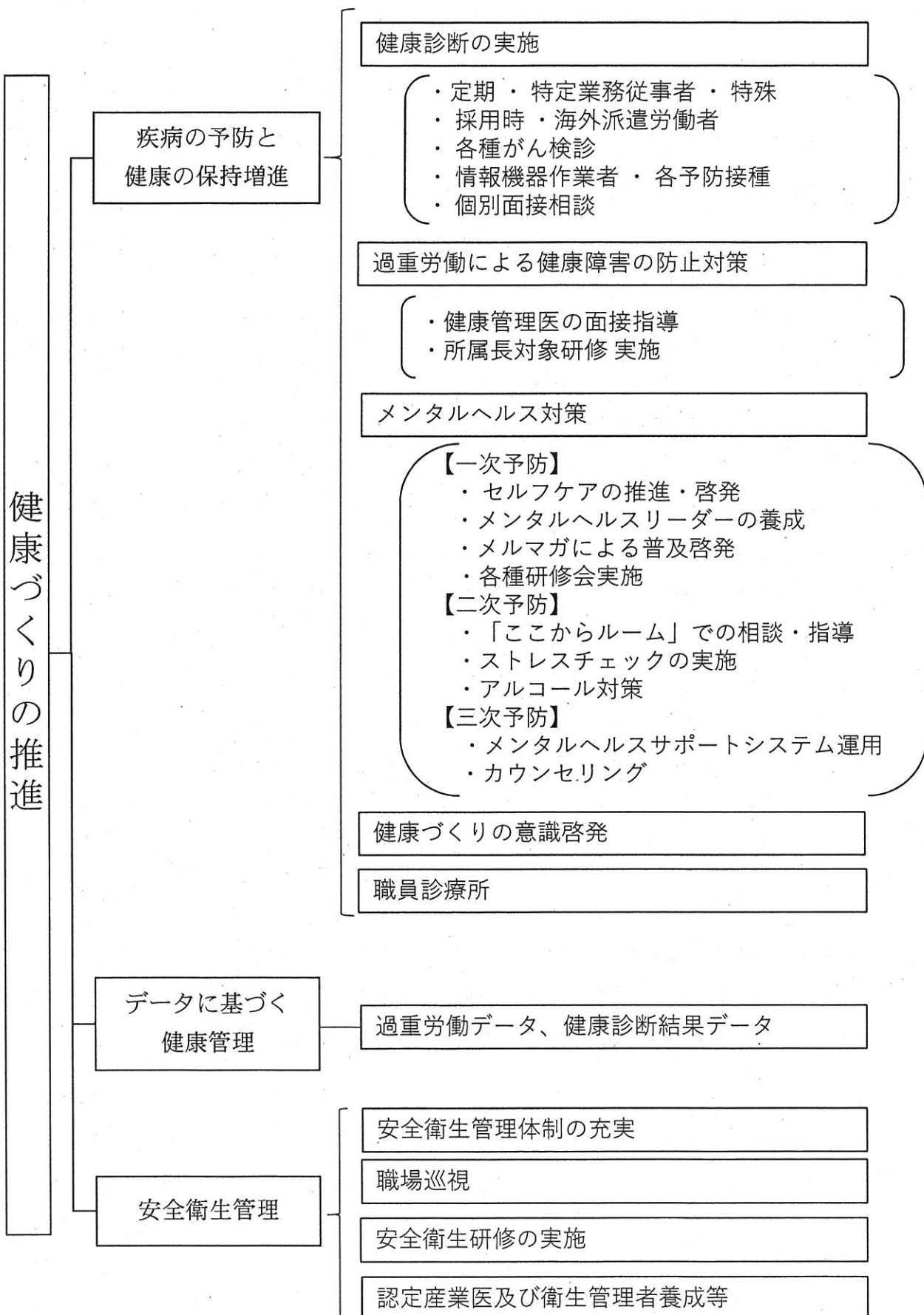
② アルコール対策

アルコール健康障害に関する研修や啓発、飲酒習慣に関するスクリーニングテストの実施等により、アルコールによる心身の健康障害の防止に取り組んでいます。

(2) 三次予防

メンタルヘルス不調により病気休暇等を取得している職員の病状把握や健康管理医による助言指導・面談等を行う「メンタルサポートシステム」により、職場復帰やメンタル疾患の再発防止を支援しています。

また、職場でのコミュニケーション能力を高め、ストレスのコントロールや対人関係を円滑にできる力を身につけていくためのカウンセリングを実施しています。



(5) 広聴広報について

1 概要

県の広聴広報活動を通じて県民の皆さんとコミュニケーションを図ることにより、県民の皆さんの声を県政運営に生かすとともに、必要な県政情報が的確に届くよう、新たなデジタル技術などを積極的に取り入れながら、広聴広報機能のさらなる充実に取り組んでいます。

2 現状と課題

広聴活動については、県民の皆さんからの意見や提案の窓口である「県民の声相談」、職員が地域に出向いて県政に関するテーマについて意見交換を行う「みえ出前トーク」、電子アンケートで県民の皆さんの意見をお聴きして業務の参考とする「e-モニター」に取り組んでいます。

広報活動については、パブリシティを含め、県広報紙「県政だより みえ」や、テレビ、ラジオ、新聞の活用に加え、県ウェブサイトや、ウェブアプリの導入など、インターネットを活用した情報発信に取り組んでいます。

こうした中、スマートフォン等のモバイル端末を中心としたインターネット利用など、県民の皆さんのライフスタイルが今後さらに多様化していくことが予想されることから、これまでの手法・媒体に加えて、より効果的に県民の皆さんとコミュニケーションを図ることができる新たな手法等について検討していく必要があります。

3 令和6年度の取組内容

(1) 政策形成につながる広聴の推進

各部局と密に連携しながら、「県民の声相談」や「みえ出前トーク」、「e-モニター」を実施するとともに、より効果的な広聴手法やデジタル化の研究・検討を行いながら、県民の皆さんから寄せられた意見等を県政運営に効果的に生かせるよう取り組んでいます。

(2) 多様な媒体による広報の推進

質の高いパブリシティを含め、県広報紙やテレビ、ラジオ、新聞のほか、県ウェブサイトやウェブアプリなどを効果的に活用するとともに、新たな電子媒体（配信アプリ等）の導入等の検討も進めながら、県民の皆さんに県政情報が的確に届けられるよう取り組んでいきます。

(6) 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 概要

本県の情報公開制度は、昭和 63 年に「三重県情報公開条例」を施行し、平成 11 年に条例の目的に県民の知る権利等を明記するとともに、請求者の範囲を拡大する等の全面改正を行い、県民等に幅広く利用されてきました。

これまで、職員研修の実施、規則等諸規程の見直し、手引書の作成・改訂などを行い、各部局等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んでいます。

(2) 今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の趣旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度の的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

開示請求の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、建築計画概要書、法人の決算関係書類、教員採用試験問題等です。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求件数	7,496	7,287	7,410	7,179	6,897
対前年増加率	△7.5%	△2.8%	1.7%	△3.1%	△3.9%
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	5	9	9	6	9
うち認容	0	0	0	0	0
うち一部認容	2	8	4	0	5
うち棄却	3	1	4	6	4
うち却下	0	0	1	0	0

* 公文書の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審査会において調査・審議のうえ答申を行います。

2 個人情報保護制度について

(1) 概要

本県の個人情報保護制度は、平成14年度に「三重県個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱のルールを県で定め、個人の権利利益を保護してきました。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の改正により、これまで各地方公共団体が独自に条例を制定し運用してきた個人情報保護制度は、令和5年4月1日から全国共通ルールでの運用となりました。そのため、現在は、条例を廃止し、個人情報保護法に基づく適正な個人情報の管理に取り組んでいます。

(2) 今後の取組方向

令和5年4月から全国共通ルールとなった個人情報保護制度については、法と条例との相違などについて職員の理解促進を図っているところですが、個人情報の誤送信・誤送付、紛失、メールアドレスの漏えい等の事案が依然発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知のみならず、危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

(3) 運用状況

令和4年度までの開示請求は、口頭による開示請求という条例に定められた開示請求の特例を活用した試験結果（得点等）の開示が大半を占めていました。

個人情報保護法にはこの開示請求の特例がなく、県民へのサービス低下を防ぐ観点から、これらの試験結果の開示は、これまでと同様の手続きにより、任意提供として行いました。

そのため、令和5年度の個人情報保護法における開示請求件数自体は、大幅な減少となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開示請求件数	16,762	16,010	15,929	15,387	492
うち試験結果	16,337	15,634	15,441	14,924	183
うち試験結果以外	425	376	488	463	309
情報公開・個人情報保護審査会処理件数*	1	4	1	0	1
うち認容	0	0	0	0	0
うち一部認容	1	1	0	0	1
うち棄却	0	3	1	0	0
うち却下	0	0	0	0	0

* 保有個人情報の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、県の機関が情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、審査会において調査・審議のうえ答申を行います。

(8) 県民提案の募集について

三重県では、県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、令和7年度当初予算編成に向けて、県民の皆さんが将来にわたって、安全・安心を感じながら元気に暮らすことのできる、新しい三重づくりを進めるための様々なアイデアを広く募集します。

1 概要

(1) 募集テーマ

○「自由提案」

県政に関わる様々な課題の解決に向けたアイデアを「自由提案」として広く募集しています。

なお、各部局がそれぞれ解決につなげたいと考えている個別テーマも設定しており、選択いただくことも可能です。

(2) 応募要件及び応募方法

① 応募要件

- ・年齢・居住地（県内・県外）を問わず、どなたでも応募可能（グループも可）です。ただし、県職員、県議会議員及び法人等は除きます。

② 応募方法

- ・三重県電子申請システムと電子メールによります。

(3) 募集期間

- ・令和6年4月26日（金）から 令和6年6月9日（日）まで

(参考) 審査及び事業の構築

- ・提案募集の受付終了後、所管部局において提案内容を確認のうえ、県民投票の対象とするアイデアを選定します。
- ・県民投票を行い、その結果をふまえ、所管部局において審査のうえ、事業構築の参考とします。
- ・なお、提案の内容や趣旨を尊重しつつ、必要に応じて所管部局において修正・変更を行う場合があります。

2 今後のスケジュール

- ・6月9日 提案・アイデアの募集〆切
その後、所管部局において提案の審査・事業構築を検討

【参考】昨年度（令和6年度当初予算）選定事業（8件）の概要一覧

部局名	細事業名	事業概要
農林水産部	未利用食材を活用した「みえの食」魅力発信事業費	県内の規格外農産物や伊勢エビ等の生息域となる藻場を食害する植食性魚類等の未利用食材について、学校給食等での有効活用や県内のホテルや旅館、食品関連事業者等と連携した新たな商品の開発に取り組み、資源の有効活用や漁場環境等の保全につなげます。
警察本部	特殊詐欺被害防止対策事業費	現在実施している自動通話録音警告機の無償貸与事業で、機器を現行機へ更新して事業継続し、防犯機能付き電話機等の一層の設置促進を図ります。
警察本部	サイバー犯罪対処能力向上事業費	インターネット閲覧中に偽のセキュリティ警告等を表示し、金銭等をだまし取ろうとするいわゆる「サポート詐欺」の被害を防止するため、広報啓発映像を作成し、対処方法等について周知を図ります。
教育委員会	郷土を題材とした学習活動推進事業費	県内の小中学生に、英語でコミュニケーションをとる楽しさを感じる機会を提供するため、外国人の英語の先生（ALT）との交流イベントやオンラインによる海外交流授業を行います。
環境生活部	図書館管理運営費	さまざまな英語の本に触れる場の提供や、英語によるおはなし会等を開催することで、子どもたちが英語に興味を持ち、親しみ、理解を深められる環境づくりを行います。
県土整備部	街路樹跡花とみどり活用事業費	街路樹跡に草花苗を植えて花とみどりを活用することにより、人の癒しとともに景観の形成を図ります。
地域連携・交通部	明るい選挙推進費	選挙、投票参加に対する意識醸成を図るため、小学生、中学生、高校生、大学生等・20歳（旧新成人）それぞれの読み手に合わせた内容でリーフレットを作成します。
警察本部	警察広報推進費	子ども達に警察という仕事に興味・関心を持ってもらうため、新たに広報啓発物品を作成し、社会見学等に訪れた児童等に配布します。

県民の皆さんからの アイデアを募集します

三重県では、県政を進めるにあたって広く意見を聴くことが大切であることから、県が抱える様々な課題に対する皆さんの提案・アイデアを募集します。

三重県がさらに元気になるとともに、今後、将来世代も含めて、皆さんがますます幸せになり、笑顔で明るく安全・安心に暮らせる三重づくりを進めていくため、自由に提案ください。

【募集内容】

- ▶ 県政に関わる様々な課題の解決に向けたアイデアを自由に提案ください。
- ▶ 若しくは個別テーマ（11本）からもお選びいただけます。※裏面参照



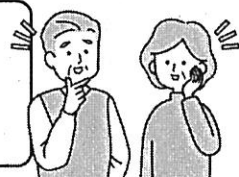
【募集期間】

令和6年4月26日（金）から 同年6月9日（日）まで

【応募資格】

年齢・居住地を問わず どなたでも応募可能

※ 三重県職員、三重県議会議員、法人、暴力団関係者は応募できません



【応募方法】

三重県電子申請・届出システム又は電子メールによりお申込みをお願いします。

（1）三重県電子申請・届出システム

右記の二次元コード または下記URL から応募フォームへアクセスし、必要事項を入力の上応募してください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/550099>



（2）電子メール

応募様式に必要事項を記入の上、下記あて送付してください。

【メールの場合】 zaisei@pref.mie.lg.jp

- ▶ 応募様式は、下記URL先のページ下段「関連資料」欄からダウンロードできます。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0007900182.htm>

- ▶ 応募様式によらず、任意の様式に必要事項を記入の上提出いただくことも可能です。必要事項は、上記URL先のページでご確認ください。



※ 応募の際に入力いただいた個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づいて適切に取り扱い、本事業に関連するご連絡及びご案内にのみ使用し、その他の目的・用途で使用することはありません。

【応募事業の要件】（詳細は実施要綱で規定しています）

- ・事業に要する費用は三重県が積算し、1事業あたりの想定事業費は概ね1,000万円以内となります。
- ・営利目的または特定の個人・団体のみが利益を受ける事業、政治活動や宗教活動等を目的とする事業、現金給付または施設整備のみを目的とする事業、公序良俗に反する事業、既存事業または過去に実施した事業と同一内容と認められる事業、提案者の要件を満たさない者による提案事業、その他、三重県が実施するに相応しくない事業は対象外となります。

【問い合わせ先】 三重県 総務部財政課 予算班

TEL:059-224-2216、FAX:059-224-2125、メールアドレス:zaisei@pref.mie.lg.jp

個別テーマ

1	県内各産業の人材確保に向けた取組	本県では、進学や就職を機に県外転出される方が多く(転出超過数5,721人(R5))、また、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や運送業等の2024年問題などにより、県内の多くの産業で人手不足の状況(県内の約5割の企業で人員が不足)が進んでいます。 そこで、県内各産業の人材確保を進めるために効果的な取組のアイデアを募集します。(人手不足が深刻な運送業、建設業、サービス業など業種を特定した取組を想定していますが、業種を問わず有効な取組も募集します。)
2	三重県で働く魅力を伝える効果的な情報発信	本県では、進学や就職を機に県外転出される方が多く(転出超過数5,721人(R5))、また、少子高齢化に伴う労働力人口の減少や運送業等の2024年問題などにより、県内の多くの産業で人手不足の状況(県内の約5割の企業で人員が不足)が進んでいます。 そこで、三重県で住みたい・働きたい、三重県に戻ってきたいと思えるような、三重県で暮らし・働く魅力を伝えるために効果的な情報発信方法についてアイデアを募集します。
3	適正な価格形成の実現に向けての消費者理解の促進	国の調査では、過去10年間、食料消費支出はほとんど変化しておらず、食料への支出は増えていない、割高な国産品を選ぶ消費者の割合は減っており、より安価な輸入品にシフトしていると報告されています。 安心安全な農林水産物の生産と食料の持続可能な供給が行われるためには、持続的な供給に要する合理的な費用が価格に転嫁され、消費されることが必要です。 そこで、適正な価格での地産地消に対する消費者の理解促進に向けた効果的な情報発信や教育などの取組に関するアイデアを募集します。
4	「みえの食」を通じた三重県の魅力を伝えることによる県産農林水産物の消費拡大	「食」は、地域の魅力を伝えるうえで大きなファクターとなっています。 そこで、円安や大阪・関西万博の開催などにより、関西圏への国内外からの人の流れの増加が見込まれる現状を好機としてとらえ、「みえの食」を切り口として、三重県ファンの増加を図ることで、県産農林水産物の消費拡大につながる取組に関するアイデアを募集します。
5	未来を創る高校生が、多文化共生社会で将来活躍できる力を育むための方策	県内外国人労働者数は、33,753人(H28:20,995人)(R5.10末三重労働局調べ)となっており、年々増加しています。また、人口減少社会において企業における人材確保が困難となるなか、より多くの外国人労働者が必要とされる状況にあります。 今後、高校生が異なる言語や文化を持った人たちと協働して仕事を進める力を高め、外国人と日本人の橋渡しを行うキーパーソンに成長していくための学習の機会が一層必要となるため、これらの取り組みに関するアイデアを募集します。
6	犯罪防止に向けた取組	令和5年中の県内における刑法犯認知件数は、13年ぶりの増加となった令和4年に続いて増加し、ほぼコロナ禍前の水準に戻りました。また、特殊詐欺被害も認知件数・被害額ともに過去10年で最多となったほか、SNSを悪用し投資と称した詐欺被害が急増しており、社会の変化やアフターコロナの人流復活に伴う治安の悪化が懸念される状況となっています。こうしたことから、県民が犯罪被害に遭わないため、昨今の犯罪情勢の変化に対応した対策を推進するためのアイデアを募集します。
7	「交通社会に参加する子どもたちを守る」自転車事故防止対策	自転車が絡む交通人身事故は、平成24年から減少傾向でありましたが、令和4年から2年連続増加に転じました。令和5年中の自転車乗用中の交通人身事故のうち、約8割が自転車側に何らかの違反がありました。 特に、世代別では、過去5年間の自転車乗用中の死傷者数のうち、中高生が全体の約3割と最も多くなっています。 本年3月に閣議決定された「道路交通法の一部を改正する法律案」では、自転車等の交通事故防止のための規定の整備が盛り込まれるなど、自転車等の交通事故防止の機運が高まっている中、本格的に交通社会に参加していく子どもたちに対して、自転車利用時の規範意識を向上させるためのアイデアを募集します。
8	安全・安心を担う警察職員の確保	民間企業の採用情勢や少子高齢化に伴う就職適齢人口の減少等により、三重県警察職員の採用試験の年間受験者数は減少傾向にあり、警察官採用試験については平成23年度の1,004名をピークに減少を続け、非常に厳しい採用情勢となっています。 三重県の安全と安心を確保し続けるためには安定した採用を行っていく必要があるところ、就職適齢者の気持ちを三重県警察に惹き付ける施策や求める人材とのマッチングに関するアイデアを募集します。
9	スマートフォン等を契機とした犯罪被害防止のための取組	全国民の約85%がスマートフォン等を持ち、インターネットが社会生活に不可欠となっている中、フィッシング対策協議会作成のレポートによると、令和5年のフィッシング報告件数は令和元年と比べ20倍以上に増加しています。 また、令和5年中のインターネットバンキングに係る不正送金被害は、被害件数、被害額ともに過去最多となり、フィッシングに起因するものが約半数を占めました。(県内では約7割) さらに、令和5年中に県内で認知した特殊詐欺被害のうち、約55%が架空料金請求詐欺による被害で、その約25%がSMSや電子メールが契機となっているほか、前年から約10倍に急増した投資詐欺被害では、その約78%がSNS等のアプリを契機として被害にあっています。 インターネットバンキングのアカウント情報やクレジットカード情報の不正入手、特殊詐欺被害や投資詐欺被害の契機として、SNS等のアプリやSMS、電子メールが用いられています。県民の誰もが利用するスマートフォンを契機とした犯罪の手口を周知して、増加する被害を防止するためのアイデアを募集します。
10	性犯罪・性暴力被害者への支援	性犯罪・性暴力は、羞恥心や自責感から被害に遭ったことを知られたくない、加害者との関係性から被害を訴えにくいなど、被害が潜在化しやすい問題があります。また、昨今、男性や年少者に対する性犯罪被害が社会的関心を集めるなど、性犯罪等の被害者支援の充実が求められています。性犯罪被害者等の精神的負担の軽減と被害の潜在化の防止を図り、性犯罪被害者等の支援活動を適切に推進するため、性犯罪被害相談電話#8103(ハートさん)の更なる周知が必要です。こうした取組に関するアイデアを募集します。
11	犯罪被害防止に向けた効果的な広報啓発活動	令和5年中の県内の刑法犯認知件数は、9,955件と前年から2,000件以上増加し、特に特殊詐欺被害は認知件数・被害額ともに過去10年で最多となっています。 生活安全企画課が実施した特殊詐欺被害者に対するアンケート結果から、「自分が被害に遭った特殊詐欺の手口を知っていたものの、自分は被害に遭わないと思っていた」被害者が多数であることがわかっています。 被害に遭う前、特殊詐欺について見聞きしたものは、「テレビ・ラジオの広報」が83.5%と最も高く、「防犯講習会や啓発行事」は2.4%と最も低い結果となりました(「その他」と回答したものを除く。)。この結果から、テレビ・ラジオで広報されるものは多くの人に見聞きされる一方で自分事として感じにくいのではないかと考えます。 「防犯講習会や啓発行事」では、県民に生の声で、受け手の反応に合わせた広報啓発ができ、印象に残りやすく、防犯意識を高める効果が期待できますが、参加者が限られるというデメリットもあります。そこで、警察音楽隊の演奏会等を活用した、より多くの幅広い年齢層の県民が参加できるアイデアを募集します。

(9) 県税収入について

令和5年度県税収入の状況(令和6年4月末現在)

令和5年度の県税収入額は、令和6年4月末現在で約2,892億7,300万円となっており、最終補正後予算額2,891億5,800万円に対する収入割合は100.0%となっています。

県税収入額を前年同期と比較すると、個人県民税が個人所得の増加により約31億6,500万円の増収となるほか、法人県民税・事業税の法人二税が法人業績の好調により約17億6,500万円の増収、地方消費税が物価高の影響により約57億6,300万円の増収、軽油引取税が輸送の効率化や燃費の向上により約2億4,100万円の減収となっており、県税全体としては、約129億4,200万円の増収となっています。

令和5年度 県税収入状況(令和6年4月末現在)

(単位：百万円、%)

	県税収入 最終予算額	県税収入額	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算額 との比較	対予算 収入割 合
	A	B			B-A	B/A×100
県 税 計	289,158	289,273	104.7	12,942	115	100.0
うち、個人県民税	75,261	71,356	104.6	3,165	△3,905	94.8
うち、法人二税	72,882	73,514	102.5	1,765	632	100.9
うち、地方消費税	77,537	81,635	107.6	5,763	4,098	105.3
うち、軽油引取税	20,622	19,868	98.8	△241	△754	96.3

【参考】令和4年度 県税収入状況(令和5年4月末現在)

(単位：百万円、%)

	県税収入 最終予算額	県税収入額	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算額 との比較	対予算 収入割 合	【参考】 令和5年 5月
	A	B			B-A	B/A×100	
県 税 計	276,326	276,331	104.9	13,007	5	100.0	4,732
うち、個人県民税	71,968	68,191	98.2	△1,250	△3,777	94.8	3,903
うち、法人二税	71,643	71,749	111.5	7,389	106	100.1	△37
うち、地方消費税	71,473	75,872	109.9	6,806	4,399	106.2	0
うち、軽油引取税	21,113	20,109	99.5	△94	△1,004	95.2	847

(10) 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

令和5年度（令和6年4月末現在）の県税の収入未済額は約73.1億円で、前年度同月より約5,300万円減少しています。

収入未済額の中で特に大きな割合を占めるのが、各市町において賦課徴収を行う個人県民税であり、令和4年度決算では収入未済額の約76.7%（約20億円）となっています。

そのため、個人県民税の徴収対策を重要課題と位置付け、市町と連携した収入未済額の縮減に向けた徴収対策を推進しています。

また、県民が納税しやすい環境を整えることで、納期内納付率の向上を図るとともに、滞納発生抑制に努めています。

2 市町と連携した徴収対策について

(1) 「三重地方税管理回収機構」との連携

県内市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」に県職員を派遣し、市町派遣職員とともに市町税における高額・困難滞納事案の滞納整理を実施しています。

また、平成27年度からは、個人住民税等の少額事案を対象とする徴収第二課を設置し、収入未済額の縮減に取り組んでいます。

※令和5年度 個人住民税徴収額：約3億円（うち、個人県民税徴収額：約1.2億円）

(2) 個人住民税対策の市町連携窓口の設置

個人住民税の現年度徴収対策として、令和2年度から各県税事務所に市町連携窓口（令和5年度「市町支援窓口」から改称）を設置しました。

各地域において、市町への滞納整理にかかる技術的助言を行うとともに、情報交換会の開催や市町と県税が同時期に滞納整理の強化月間を設けるなど、市町と県が連携を強めるためのさまざまな取組を推進しています。

(3) 個人住民税の特別徴収の促進

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を天引きして、市町に納入する制度です。（※個人県民税と個人市町民税を総称して個人住民税といいます。）

給与所得者における滞納発生未然防止のため、事業主に対して、普通徴収（納税通知書による納付）から特別徴収への切り替えを促進しており、給与所得者に占める特別徴収の割合は令和5年度で89.8%（全国第4位）と高い水準を維持しています。

3 県税の徴収対策について

(1) 高額滞納案件の整理

高額滞納案件については早期の解決に向け、税込確保課によるヒアリングを実施し、県税事務所への支援を通じて、多角的な視点から積極的な滞納整理を推進しています。

(2) 滞納整理の強化

県税を納める資力があるにもかかわらず、納付しない滞納者に対しては、所有財産の差押えや家宅等の搜索、差押車両のタイヤロックなど、滞納整理の強化に取り組み、差し押えた財産はインターネット公売により売却し、滞納税に充当しています。

また、県税滞納の一掃を図るため、11月と12月の2か月間を「差押強化月間」として、差押処分を強力に進めています。

※令和5年度実績 差押件数：3,637件、搜索・タイヤロック件数：29件

インターネット公売による売却額：約374万円（3件）

(3) 自動車税対策（単年度整理）の推進

自動車税（種別割）については、年度内に処理を完結する「単年度整理」を意識し、各県税事務所において年間スケジュールや処理目標を定め、計画的な滞納整理を実施しています。

令和5年度の自動車税（種別割）の現年度徴収率は令和6年4月末現在で99.90%となり、前年度同月（99.89%）より0.01ポイント上昇しています。

(4) 納税緩和制度の適用

生活困窮など滞納者の事情によっては、滞納処分等の強制的な手段によって徴収することが適当でない場合があります。

滞納者からの納税相談等によってこのような事情を把握した場合は、滞納者の生活維持や事業継続のために一定の期間、滞納処分の執行を猶予や停止する納税緩和制度（徴収猶予・換価の猶予・滞納処分の執行停止）を適用しています。

※令和5年度実績 徴収猶予：0件、換価の猶予：43件、滞納処分の執行停止：75件

4 県税における納税環境整備について

(1) 自動車税（種別割）

① コンビニエンスストア等での納付

納期内納付された自動車税（種別割）のうち、コンビニ納付の割合は、件数ベースで全体の39.2%（令和5年度実績）となっており、広く納税者に定着しています。

また、平成28年度からスーパーやドラッグストア等（MMK設置店）でも納付できるようになりました。

② クレジットカード・スマートフォンアプリによる納付

平成26年度からはクレジットカードで、令和2年度からはスマートフォンアプリによって24時間どこからでも納付できるようになりました。

また、令和5年度からは「地方税共通納税システム」を導入し、二次元コードに対応することで、指定金融機関や収納代理金融機関に限らず、全国の金融機関で納付ができるようになりました。

※令和5年度実績

クレジットカード：34,211件（5.2%）、スマートフォンアプリ：43,578件（6.6%）

(2) 個人事業税・不動産取得税等

令和3年7月から個人事業税と不動産取得税においてコンビニエンスストア等での納付やスマートフォンによる納付が可能となりました。

その他の税目についても、令和7年8月から「地方税共通納税システム」の二次元コードに対応させるなど、さらなる納税環境の整備を図っていきます。

(3) eLTAX（エルタックス）による電子申告・電子納税

地方税の電子申告を行うシステムであるeLTAXの機能に「地方税共通納税システム」が追加されたことにより、法人県民税・事業税や個人住民税については複数の自治体に対して一度の手続きで電子申告・電子納税が可能となっています。

現在、ゴルフ場利用税、地方たばこ税についても電子申告・電子納税の対象となっており、令和6年10月からは軽油引取税、令和7年3月からは産業廃棄物税が対象として追加されます。

県 税 収 入 額 等 の 推 移

【調定額、収入額の推移】

単位:億円 【参考】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (6年4月末)	前年同期 (5年4月末)
調定額	2,518	2,464	2,498	2,692	2,575	2,570	2,708	2,838	2,968	2,838
収入額	2,474	2,424	2,463	2,659	2,543	2,517	2,679	2,811	2,893	2,763

【徴収率、不納欠損額、収入未済額の推移】

【参考】

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (6年4月末)	前年同期 (5年4月末)
徴収率(%)	98.26	98.38	98.58	98.80	98.73	97.94	98.93	99.03	97.48	97.36
全国順位	17位	23位	24位	19位	27位	42位	34位	29位	—	—
不納欠損額(億円)	3.8	3.2	2.5	2.4	1.7	1.9	1.6	1.4	1.7	1.4
収入未済額(億円)	40.0	36.6	32.8	30.0	30.9	51.1 (※28.5)	27.4	26.2	73.1	73.6
うち個人県民税	33.0	29.4	26.5	25.2	25.3	22.9	20.7	20.1	58.8	59.0
構成比(%)	82.5	80.3	80.8	83.8	81.9	44.7 (※79.3)	75.6	76.7	80.4	80.2
収入未済額目標	45億円未満	39億円未満	36億円未満	32億円未満	30億円未満	30億円未満	30億円未満	27億円未満	26億円未満	—

※新型コロナウイルス感染症にかかる特例の徴収猶予額を除いた値

※徴収率＝収入額／調定額

収入未済額＝調定額－(収入額＋不納欠損額)

(11) 県有財産の利活用・保全について

1 現状

長期的な視点で公共施設等の適切な質と量を確保していくため、平成 26 年度に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定しました。

これをふまえて、平成 27 年度以降、本庁や地域庁舎、職員公舎等の個別施設計画を策定して施設の長寿命化を推進しています。

また、令和 6 年 3 月に施設の適切な配置と規模の実現に向けて、「第四次みえ県有財産利活用方針（令和 6 年度から令和 9 年度まで）」を策定しました。

2 庁舎保全の取組

(1) 令和 5 年度の実績

本庁や地域庁舎、職員公舎等の個別施設計画に基づき、庁舎管理者による自主点検を行い、予防保全の観点から必要な修繕をしながら、不具合や修繕の履歴を蓄積して、以降の建物の保全に活かす「メンテナンスサイクル」を実施しました。

(2) 令和 6 年度の取組

本庁や地域庁舎、職員公舎等の個別施設計画に基づく「長期保全計画表」を利用・更新しながら「メンテナンスサイクル」の向上に取り組むことで、引き続き、公共施設等の「安全・安心の確保」や「長寿命化」に取り組めます。

3 県有財産の利活用

(1) 令和 5 年度の実績

令和 5 年度の未利用県有財産の売却実績額は、3 件 6,388 万円となりました。

また、自動販売機設置場所の貸付を行っており、令和 5 年度の収入は 246 万円となりました。

さらに、公用車広告や広告代理店を活用した広告付き案内地図の設置等を行い、令和 5 年度の広告事業収入は 262 万円となりました。

(2) 令和 6 年度の取組

「第四次みえ県有財産利活用方針」に基づき、財産の自己点検を通して現状や課題を把握することで適正な管理に努めるとともに、全庁的に活用する見込みがない未利用財産については一般競争入札等の手法による売却や貸付を進めます。

また、利活用の可能な財産の掘り起こしを積極的に行い、引き続き、多様な財源による歳入確保に努めてまいります。

表1 未利用県有財産売却実績

項目		件数	売却額
みえ県有財産利活用方針 (平成 24～27 年度)		30	664, 290, 659 円
第二次利活用方針 (平成 28～令和元年度)	28 年度	3	324, 804, 774 円
	29 年度	1	44, 400, 000 円
	30 年度	5	360, 802, 053 円
	元年度	3	77, 620, 000 円
	計	12	807, 626, 827 円
第三次利活用方針 (令和 2～5 年度)	2 年度	6	434, 444, 000 円
	3 年度	2	24, 772, 509 円
	4 年度	3	75, 973, 638 円
	5 年度	3	63, 880, 000 円
	計	14	599, 070, 147 円

(12) DXの推進について

誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現に向けて、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」（略称：みえデジプラン。令和4年12月策定）に基づく取組を進めるとともに、各主体によるDXの取組を後押しする「みえDXセンター」での相談支援、行政手続における県民の利便性向上のための取組、市町が進めるDXの取組に対する支援、デジタル技術を活用した行政運営の効率化などに取り組みます。

1 みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画

みえデジプランは、デジタル化による生産性の向上や効率化だけでなく、県民の皆さんの時間や気持ちに余裕が生まれて自己実現が図られる、人に寄り添ったデジタル社会の実現をめざして策定しました。

みえデジプランのもと、人々の生活の中心となる「暮らし」、暮らしを支える「しごと」、社会を支える「行政」の3つの分野におけるDXの取組を進めています。それぞれの取組が着実に進むよう、関係部局の取組を支援するとともに、社会情勢やデジタル社会を取り巻く状況の変化に対応するなど、取組内容の充実を図っていきます。

2 みえDXセンターの運営

県民の皆さんや県内事業者、行政機関（市町・県）のDXを推進するための相談窓口として、県内外のDXをけん引する専門家やDXに関連するスキル等を有する企業と連携した「みえDXセンター」を設置しています。

センターでは、専門家および企業を、「みえDXアドバイザーズ」「みえDXパートナーズ」として登録し、寄せられた相談に対してアドバイザー等から助言・提案等を行います。

また、DXの推進に向けた機運の醸成を図るため、アドバイザーやパートナーを講師として迎えたセミナーやワークショップを開催し、より具体的な課題解決につながるよう支援します。合わせて、令和5年度に作成した「暮らし」や「しごと」における具体的なDXの事例動画等を活用して分かりやすく発信することにより、センターの利用促進を図ります。

3 DX人材の確保・育成

県庁DXを推進するためには担い手となる職員の人材育成が重要であることから、その考え方や具体的な取組等をまとめた「DX人材育成方針」に基づき、DX推進スペシャリストの能力向上に向け、専門性の強化や活躍できる環境の整備に取り組めます。また、職員全体の能力向上に向け、引き続き、階層別研修や職場内DX研修等を実施します。

4 行政手続のデジタル化

県民にデジタルの恩恵を実感してもらえるよう、県独自手続のうち、年間受付数が多く、デジタル化により利便性が向上する手続を重点手続（75 手続）として定めています。これらの手続については、今年度中にデジタル化するとともに、その他の行政手続についても、現物の交付などデジタル化が困難な手続を除き、令和 8 年度までにデジタル化を進めることとしています。

今年度は、家畜伝染病予防法に基づく業務等の 7 手続（約 12,800 件）のデジタル化や電子納付の普及に取り組むとともに、引き続き、電子申請の受付フォームや受付後の業務フローなどの改善を図ります。

5 データ活用

データに基づく課題解決や県民サービスの創出に向けて、データ活用を積極的に推進するため、オープンデータの充実やデータ活用基盤を用いたデータ分析等の取組を進めています。

具体的には、県民の皆さんや事業者等によるデータの有効活用を促進するため、必要なデータを簡易に検索・取得できる機能を備えたオープンデータライブラリを令和 5 年度に整備しており、これを活用してさらなるデータの充実を図るとともに、課題解決に向けた実証実験に取り組めます。

6 県庁DXステップアップ・チャレンジ

庁内コミュニケーションツール等の整備を契機として、職員の仕事の進め方や働き方を変革していくため、「県庁DXステップアップ・チャレンジ」として、ビジネスチャット（Slack）を活用した情報共有の効率化等に取り組む「コミュニケーション活性化プロジェクト」や、パソコン等を活用したペーパーレス会議などを推進する「会議効率化プロジェクト」、生成AIの検証や業務効率化ツールの活用を推進する「業務効率化プロジェクト」に取り組みました。

上記3つのプロジェクトのさらなる推進に加え、電子決裁の活用による紙資料の削減や柔軟な働き方の推進をめざす「電子決裁推進プロジェクト」や「テレワーク推進プロジェクト」に取り組めます。

7 情報セキュリティ対策

メールを利用した標的型攻撃をはじめ、サイバー攻撃による情報漏えい等の危険性が高まっている中、情報セキュリティ対策基盤の強化を図るとともに、県および市町等接続団体のネットワーク等への不正侵入や情報漏えいに対する監視を 24 時間 365 日実施する等の技術的対策を講じています。

技術的対策とともに重要な人的対策についても、各種職員研修や標的型攻撃メール対応訓練の実施、不審メールに関する情報提供や注意喚起等を通じて情報セキュリティ意識の向上に取り組んでいます。

また、情報セキュリティ事故が発生した場合には、デジタル戦略企画課がC S I R T (※)として速やかな対応を行うこととしています。

(※) C S I R T=Computer Security Incident Response Team
コンピュータに関するセキュリティ事故の対応チーム

8 市町DXの促進

行政におけるDXの推進に向けては、県だけでなく、県民の皆さんに身近な行政サービスを提供する市町とともに取り組むことが必要であることから、市町との連携・支援の強化に取り組んでいます。

(1) 自治体情報システムの標準化・共通化

令和7年度末までに基幹系20業務を標準準拠システムへ移行し、ガバメントクラウドを利用することが求められていることから、自治体クラウドグループの会議に参加し、移行にかかる助言等を行うとともに、ガバメントクラウドの利用に必要な接続回線について市町に情報提供を行いました。

今年度は、情報システムの標準化に向けた移行準備が本格化することから、円滑かつ安全な移行に向け、外部専門家による移行計画作成などの支援を行います。

(2) 共同調達

調達コストの低減や調達事務・運用の負担軽減を図るため、これまで、共有デジタル地図や自治体情報セキュリティクラウド、ビジネスチャット、電子申請システム、AI議事録等の共同調達・運用を進めてきました。

引き続き、市町のニーズや他県の先進事例等の把握に努め、新たな共同調達のテーマ等について、調査・検討に取り組めます。

(3) 窓口対応のデジタル化

県民の皆さんにデジタルの恩恵を実感していただくため、電子申請の推進に加え、窓口業務改革の取組として、「書かない窓口」の導入を促進してきました。

令和5年度は、市町の窓口改革に向けた実証に取り組むとともに、相談支援を行うことで「書かない窓口」の導入(2市町)に繋げることができました。

引き続き、「書かない窓口」の導入市町の拡大に取り組めます。